

## 静岡県告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、国土交通省中部地方整備局長と共に都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月3日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 施行者の名称

静岡県及び沼津市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

平成18年中部地方整備局告示第123号及び平成16年静岡県告示第928号東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線

### 3 事業施行期間

平成16年9月14日（中部地方整備局長が認可した静岡県事業は平成18年11月17日）から令和11年3月31日まで

### 4 事業地の所在

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

なし